

閣議決定まで対外非公表

資料2

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況に関する報告（案）

平成28年 月

この報告は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第19条の規定に基づき、平成27年1月1日から12月31日までの期間における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第18条第3項に規定する意見を付して、報告するものである。

目次

1	報告の趣旨	1
2	対象期間	1
3	指定権限を有する行政機関	
(1)	指定の要件と指定権限を有する行政機関	1
(2)	特定秘密管理者	2
4	対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	政府全体の指定の状況	4
イ	事項別の指定の状況	5
ウ	対象期間中における各行政機関の指定の状況	7
(2)	特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況	8
(3)	行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況	9
(4)	運用基準に基づく通報の状況	9
(5)	適性評価の実施の状況	
ア	適性評価の実施件数	9
イ	適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	11
ウ	対象期間中に申出のあった苦情の状況	12
5	対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	政府全体の指定の状況	12
イ	事項別の指定の状況	14
ウ	情報の類型別の指定の状況	14
エ	指定の有効期間別の件数	15
オ	指定を解除すべき条件の設定の状況	15
カ	対象期間末時点における各行政機関の指定の状況	16
(2)	特定秘密が記録された行政文書の保有の状況	19
(3)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	20
6	各行政機関が行った指定書等の修正	
(1)	内閣府独立公文書管理監からの指摘への対応	21
(2)	情報監視審査会における指摘への対応	22
(3)	その他の修正	23
(4)	適性評価に関する改善事例	23
7	内閣府独立公文書管理監からの意見	23
8	有識者からの意見	23

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

平成28年●月

1 報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者^{*1}の意見（特定秘密保護法第18条第2項及び第3項）を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

2 対象期間

本報告の対象期間は、平成27年1月1日から12月31までの間（以下「対象期間」という。）である。

3 指定権限を有する行政機関

（1）指定の要件と指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、「行政機関」の長は、

- ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている^{*2}。これを受け、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）では、特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

ここでいう「行政機関」（特定秘密保護法第2条に定義されているもの）に該当する

*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聞く場として、「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、第5回会議が平成28年●月●日に開催された。情報保全諮問会議については資料1参照。また、平成28年1月17日、同会議の委員7名は全員再任された。同日時点における構成員一覧は資料2のとおり。

*2 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密である情報が記録された文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

機関は、対象期間末（平成27年12月31日）時点で66機関あるが^{*3}、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を政令（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「施行令」という。））で定めることとされており、その結果、同法の施行（平成26年12月10日）時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、19機関に限定されていた（施行令第3条）。平成27年10月1日に防衛装備庁が設置され、指定権限を有する行政機関となったことにより、対象期間末時点の特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表1に掲げる20機関となった。

表1 特定秘密の指定権限を有する行政機関（平成27年12月31日時点）

国家安全保障会議	消防庁	経済産業省
内閣官房	法務省	資源エネルギー庁
内閣府	公安審査委員会	海上保安庁
国家公安委員会	公安調査庁	原子力規制委員会
警察庁	外務省	防衛省
金融庁	財務省	防衛装備庁
総務省	厚生労働省	

(2) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局の長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている（運用基準II 2）^{*4}。

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関において、対象期間末時点に特定秘密管理者として指名されている者の数は、計354人であった。行政機関別の内訳及び指定に係る特定秘密管理者（各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局の長等）の名称は、表2のとおりである。

*3 66機関の内訳は、資料3のとおり。本報告において、検察庁については、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁をまとめて1機関としている。また、対象期間中、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、スポーツ庁及び防衛装備庁が設置されたことから、前回報告した平成26年12月31日時点の62機関と比べて4機関増加した。

*4 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、施行令第13条又は第18条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

表2 特定秘密管理者の数及び指定に係る特定秘密管理者の名称（平成27年12月31日時点）

行政機関名	特定秘密管理者数	指定に係る特定秘密管理者の名称
国家安全保障会議	1	国家安全保障局長
内閣官房	9	国家安全保障局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣情報官
内閣府	7	—（注1）
国家公安委員会	1	—
警察庁	1（注2）	警備局長
金融庁	7	—
総務省	47（注3）	総合通信基盤局長
消防庁	1	—
法務省	2	入国管理局長
公安審査委員会	1	—
公安調査庁	2	調査第二部長
外務省	222（注4）	大臣官房長、総合外交政策局長 アジア大洋州局長、北米局長 欧州局長、領事局長 国際情報統括官
財務省	2	—
厚生労働省	2	—
経済産業省	10	製造産業局長
資源エネルギー庁	1	—
海上保安庁	1	海上保安監
原子力規制委員会	1	—
防衛省	22	防衛政策局長、整備計画局長 統合幕僚長
防衛装備庁	14	プロジェクト管理部長、技術戦略部長
合計	354	

注1 対象期間末時点において、特定秘密を指定していない行政機関については、「—」を記載している。

注2 都道府県警察においても、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長により、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されており、平成27年12月31日時点で計48名が指名されている。

注3 総務省においては、地方支分部局等の長等（35人）が含まれる。

注4 外務省においては、在外公館長（207人）が含まれる。

注5 指定権限を有する行政機関における特定秘密管理者の名称は以下のとおりである。国家安全保障会議：国家安全保障局長、内閣官房：内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバーセキュリティセンター長及び内閣人事局長、内閣府：大臣官房総務課長、大臣官房公文書管理課長、政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、宇宙戦略室長、情報保全監察室長、情報公開・個人情報保護審査会事務局長及び国際平和協力本部事務局長、国家公安委員会：警察庁長官官房国家公安委員会会務官、警察庁：警備局長、金融庁：金融国際審議官、総務企画局長、監督局長、検査局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長及び総務企画局総括審議官、総務省：大臣官房長、行政管理局長、行政評価局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長、情報流通常行政局長、総合通信基盤局長、統計局長、政策統括官（情報通信担当）、政策統括官（統計基準担当、恩給担当）、管区行政評価局等の長（9人）、総合通信局等の長（11人）、地方財政審議会の庶務を行う部局の長（自治財政局長）、独立行政法人評価制度委員会の庶務を行う部局の長（行政管理局長）、国地方係争処理委員会の庶務を行う部局の長（自治行政局長）、電気通信紛争処理委員会事務局長、電波監理審議会の庶務を行う部局の長（総合通信基盤局長）、恩給審査会の庶務を行う政策統括官、政策評価審議会の庶務を行う部局の長（行政評価局長）、情報通信審議会の庶務を行う部局の長（情報通信国際戦略局長）、情報通信行政・郵政行政審議会の庶務を行う部局の長（情報流通常行政局長）、国立研究開発法人審議会の庶務を行う部局の長（情報通信国際戦略局長）、自治大学校長、情報通信政策研究所長、統計研修所長、中央選挙管理会委員長及び政治資金適正化委員会委員長、消防庁：消防庁次長、法務省：大臣官房秘書課長及び入国管理局長、公安審査委員会：公安審査委員会事務局長、公安調査庁：総務部長及び調査第二部長、外務省：大臣官房長、総合外交政策局長、軍縮不拡散・科学部長、アジア大洋州局長、南部アジア部長、北米局長、中南米局長、欧州局長、中東アフリカ局長、アフリカ部長経済局長、国際協力局長、国際法局長、領事局長、国際情報統括官及び在外公館長（207人）、財務省：大臣官房長及び主計局長、厚生労働省：大臣官房長及び技術総括審議官、経済産業省：大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務流通保安審議官及び電力・ガス取引監視等委員会事務局長、資源エネルギー庁：資源エネルギー庁次長、海上保安庁：海上保安監、原子力規制委員会：原子力規制庁長官、防衛省：大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長（8人）、防衛装備庁：長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、研究所長（4人）、先進技術推進センター所長及び試験場長（3人）

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

上記20の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは9機関であった。

これらにより同期間に新たに指定された特定秘密の件数は、政府全体で計61件であった。行政機関別の内訳は表3のとおりである。

各行政機関ごとの指定件数を見ると、指定をした9の行政機関のうち、対象期間中

の指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は23件であった。次いで、防衛装備庁（16件）、内閣官房（8件）、警察庁（6件）、外務省（3件）となっている。

表3 平成27年中の各行政機関の指定件数

行政機関名	件数
国家安全保障会議	1
内閣官房	8
警察庁	6
総務省	1
公安調査庁	2
外務省	3
海上保安庁	1
防衛省	23
防衛装備庁	16
合計	61

対象期間中における政府全体の総指定件数61件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、平成27年又は平成27年度で期間を区切って指定したものは32件である*5。また、防衛装備庁の設置に伴い、防衛省の既存の指定と同一の内容を重ねて指定したものは14件である。

イ 事項別の指定の状況

(ア) 法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法の別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号、テロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。

対象期間中に指定された特定秘密について、これら4分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると（指定された特定秘密ごとに示されている、最

*5 このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている（運用基準Ⅱ 3(3)）。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報等は年単位で指定されている。

も関連性の高い「事項の細目」（運用基準II 1(1)）により分類）、最も多い分野は第1号で39件、次いで第2号が14件、第3号及び第4号はいずれも4件であった（表4参照）。

表4 平成27年中の特定秘密の指定状況と該当分野

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	1		1		
内閣官房	8		8		
警察庁	6			3	3
総務省	1		1		
公安調査庁	2			1	1
外務省	3		3		
海上保安庁	1		1		
防衛省	23	23			
防衛装備庁	16	16			
合計	61	39	14	4	4

(1) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件（3(1)参照）のうち、別表該当性についての判断は、運用基準に示された55の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。対象期間中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料4*6のとおりである。

*6 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料4においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、対象期間中の指定件数を内数で括弧内に記した。

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況^{*7}

(ア) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、対象期間中、平成27年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を1件、特定秘密として指定した。

(イ) 内閣官房（8件）

内閣官房では、対象期間中、①特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④）を2件、②平成27年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を1件、③平成27年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を1件、④平成27年中等における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を2件、⑤平成27年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑯）を2件、特定秘密として指定し、総件数は8件であった。

(ウ) 警察庁（6件）

警察庁では、対象期間中、①平成27年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を1件、②平成27年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を1件、③平成27年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を1件、④平成27年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を1件、⑤平成27年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤）を2件、特定秘密として指定し、総件数は6件であった。

(エ) 総務省（1件）

総務省では、対象期間中、在日米軍が使用する周波数に関する情報（2-⑤）を1件、特定秘密として指定した。

(オ) 公安調査庁（2件）

公安調査庁では、対象期間中、①平成27年中に提供を受けた特定有害活動の防止に関し外国政府から提供を受けた情報（3-⑦）を1件、②平成27年中に提供を受けたテロリズムの防止に関し外国政府から提供を受けた情報（4-⑥）を1件、特定秘密として指定し、総件数は2件であった。

(カ) 外務省（3件）

外務省では、対象期間中、①平成27年中に外国の政府等から国際情報統括組織

*7 括弧内に記載されている番号は、資料4における「番号」と対応する。

に対し提供のあった情報（2-⑭）を1件、②外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報（2-⑭）を1件、③国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（2-⑯）を1件、特定秘密として指定し、総件数は3件であった。

(キ) 海上保安庁（1件）

海上保安庁では、対象期間中、平成27年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）を1件、特定秘密として指定した。

(ケ) 防衛省（23件）

防衛省では、対象期間中、①各種事態等における自衛隊の行動等に関する情報（1-③）を1件、②平成27年度中に収集した電波情報等の情報（1-⑤）を10件、③平成27年度中に外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1-⑥）を3件、④平成27年度中に作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報（1-⑦）を1件、⑤平成27年度中に外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧）を1件、⑥防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を4件、⑦防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（1-⑩）を1件、⑧野外通信システム等の防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑪）を2件、特定秘密として指定し、総件数は23件であった*8。

(ケ) 防衛装備庁（16件）

防衛装備庁では、対象期間中、①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報（1-⑥）を1件、②防衛力の整備のために行う国外の装備品等の動向に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を1件、③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報（1-⑮）を12件、④英国との間の共同研究等において提供された情報（1-⑯）を2件、特定秘密として指定し、総件数は16件であった*9。

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認し、要件を欠くに至った場合は速やかに指定を解除することができるよう、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており（同法第4条第1項）、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、指定を解除しなければならないとされている（同条第7項）。他方、有効期間満了時にも要件を満たしている場合は、有効期間を延長するものとされている（同条第2項）。

*8 ②（8件）、③（2件）、④（1件）、⑤（1件）及び⑥（3件）は、平成27年又は平成27年度で期間を区切って指定した。

*9 ③及び④は防衛省の既存の指定と同一の内容を重ねて指定したものである。

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数並びに特定秘密の有効期間が満了した件数及び有効期間を延長した件数は、いずれも0件であった。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

対象期間中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等）を同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数並びに現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）を廃棄した件数は、いずれも0件であった。

なお、対象期間中、緊急廃棄^{*10}された文書の件数も0件であった。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている（運用基準V 4(1))。

対象期間中、運用基準に基づいて各行政機関の長が設置した通報窓口で処理された特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルの管理の適正に関する通報の件数は0件であった。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関及び都道府県警察の職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることと

*10 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第12条第1項第10号）。

されている（同法第11条及び第12条）*11。

対象期間中に適性評価を実施したのは19機関であった*12。

これらの行政機関が同期間中に適性評価を実施した件数は、全体で96,714件であり、その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が94,466件、適合事業者の従業者への実施件数が2,248件であった*13。行政機関別の内訳は表5のとおりである。

適性評価を実施した19の行政機関のうち、対象期間中の実施件数が最も多かったのは、防衛省（89,244件）であった。次いで、警察庁（2,550件）*14、防衛装備庁（1,491件）、内閣官房（1,471件）、外務省（1,224件）が多かった。

なお、対象期間中に適性評価を実施した件数のうち、1件（職員）を除き、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた*15。

*11 特定秘密の取扱いの業務を、適性評価により特定秘密を漏らすおそれないと認められた者に限定する特定秘密保護法第11条の規定は、公布日（平成25年12月10日）から2年以内の政令で定める日の前日までの間は適用されないこととされていたが（同法附則第2条）、特定秘密の保護に関する法律附則第2条の政令で定める日を定める政令（平成27年政令第363号）の規定により、平成27年12月1日から適用されることとなり、それ以降は、原則として、適性評価を受けない限り、特定秘密の取扱いの業務を行うことができなくなった。

*12 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のこと。なお、適性評価を実施するのは、特定秘密の指定を行っている行政機関に限らず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*13 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることになる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

*14 都道府県警察が実施した分も含む。

*15 特定秘密保護法第13条第4項の規定に基づき、当該行政機関の長は、同条第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密を漏らすおそれないと認められなかった理由を通知した。

表5 各行政機関の適性評価の実施件数（平成27年12月31日時点）

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	751	720	1,471
内閣法制局	3	0	3
内閣府	49	0	49
宮内庁	1	0	1
警察庁	2,550	0	2,550
警察庁	575	0	575
都道府県警察	1,975	0	1,975
金融庁	5	0	5
総務省	15	0	15
法務省	27	0	27
公安審査委員会	2	0	2
公安調査庁	123	0	123
外務省	1,183	41	1,224
財務省	96	0	96
文部科学省	19	0	19
経済産業省	38	0	38
資源エネルギー庁	13	0	13
国土交通省	53	0	53
海上保安庁	290	0	290
防衛省	88,668	576	89,244
防衛装備庁	580	911	1,491
合計	94,466	2,248	96,714

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 第12条第2項各号に掲げる事項^{*16}について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若し

*16 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経験に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項及び信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

くは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。

③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者^{*17}として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており（同法第12条第3項）、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、政府全体で36件であった。その内訳は、内閣官房が7件（職員：1件、従業者：6件）、外務省が1件（職員）、防衛省は28件（職員：20件、従業者：8件）であった。

なお、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」の提出により、取り下げができるものとされている（運用基準IV 4(4)）。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数は、政府全体で2件であった。その内訳は、防衛省が1件（職員）、防衛装備庁が1件（職員）であった。

ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている（同法第14条）。

対象期間中に申出のあった苦情の件数は、政府全体で0件であった。

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

前述の特定秘密の指定の権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密を指定しているのは11機関であった。

これらにより指定された対象期間末時点の特定秘密の件数は、前回報告した平成26年12月31日時点における指定件数382件に、対象期間中に指定された61件が加わった一方、対象期間中に指定の有効期間が満了し又は指定が解除された特定秘密はなかったことから、政府全体で計443件であった。行政機関別の内訳は表6のとおりである。

*17 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めた者であって、引き続き当該おそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情のあるものを指す。

行政機関ごとの指定件数を見ると、特定秘密を指定している11の行政機関のうち、対象期間末時点における指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は270件^{*18}であった。次いで、内閣官房（57件）、外務省（38件）、警察庁（24件）の指定件数が多かった。

表6 各行政機関の指定件数（平成27年12月31日時点）

行政機関名	平成26年末時点	平成27年末時点
国家安全保障会議	1	2
内閣官房	49	57
内閣府	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	18	24
金融庁	0	0
総務省	2	3
消防庁	0	0
法務省	1	1
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	10	12
外務省	35	38
財務省	0	0
厚生労働省	0	0
経済産業省	4	4
資源エネルギー庁	0	0
海上保安庁	15	16
原子力規制委員会	0	0
防衛省	247	270
防衛装備庁	-	16
合計	382	443

*18 特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されているが、本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上した。なお、表6に掲げた防衛省の「指定件数」270件のうち、この経過措置が適用されたものは246件（「事項の細目」ごとの内訳は資料5のとおり。）であった。

イ 事項別の指定の状況

(ア) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の4分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると（4(1)イ(ア)参照）、最も多い分野は第1号で286件、次いで第2号が127件、第3号が22件、第4号が8件であった（表7参照）。

表7 特定秘密の指定状況と該当分野（平成27年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	2		2		
内閣官房	57		57		
警察庁	24			18	6
総務省	3		3		
法務省	1		1		
公安調査庁	12		6	4	2
外務省	38		38		
経済産業省	4		4		
海上保安庁	16		16		
防衛省	270	270			
防衛装備庁	16	16			
合計	443	286	127	22	8

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点において各行政機関が指定している特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料4のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、どのような類型のものが多いかを見ると、暗号に関する情報が多く指定されている。政府全体の総指定件数443件のうち、115件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報23件が含まれる。

また、情報収集衛星に関する情報も多く指定されており、政府全体の総指定件数

443件のうち、87件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報23件が含まれる。

さらに、武器等の仕様、性能等に関する情報も多く指定されている。政府全体の総指定件数443件のうち、71件が該当する。

これら3類型の情報の指定件数を合わせると計250件となる（重複する23件を除いている。）。

エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており（同法第4条第1項）、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている（運用基準II 4(1)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密443件のうち、5年の有効期間が設定されたものが441件であった。他方、3年の有効期間が設定されたものが1件、2年の有効期間が設定されたものが1件であった^{*19}。

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

運用基準において、指定書^{*20}における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている（運用基準II 3(3)及び(4)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密443件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは、3件であった^{*21}。

なお、指定後に、一定の条件が生じた場合、手続を経て指定の対象となる情報の一部を特定秘密として取り扱わなくなる旨指定書に記載されている特定秘密がある。内閣官房においては、このような特定秘密が18件ある。例えば、内閣衛星情報センターが保有する情報収集衛星の識別能力に関する画像情報については、原画像の画素を結

*19 いずれも海上保安庁であり、その内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報であった。

*20 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている（運用基準II 3(2)）。

*21 指定を解除すべき条件を設定したのは、全て総務省であり、その内容は、「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなった時」であった。

合させることなどにより識別能力を正確に察知され得ないようにしたものは、特定秘密として取り扱われることはない*22。

力 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況*23

(ア) 国家安全保障会議（2件）

国家安全保障会議では、対象期間末時点において、国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を2件、特定秘密として指定しており、総件数は2件であった。

(イ) 内閣官房（57件）

内閣官房では、対象期間末時点において、①国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②）を1件、②特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④）を2件、③内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を2件、④領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫）を2件、⑤内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を2件、⑥内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を14件、⑦情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑯）を7件、⑧内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑯）を4件、⑨情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑰）を23件、特定秘密として指定しており、総件数は57件であった。

(ウ) 警察庁（24件）

警察庁では、対象期間末時点において、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を2件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を2件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（3-⑨）を11件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨）を2件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩）を1件、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を2件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意

*22 内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている。実際、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨の際には、被災地域の加工処理画像を公開している。

*23 番号については、脚注7参照

思及び能力に関する情報（4－⑤）を4件、特定秘密として指定しており、総件数は24件であった。

(I) 総務省（3件）

総務省では、対象期間末時点において、在日米軍が使用する周波数に関する情報（2－⑤）を3件、特定秘密として指定しており、総件数は3件であった。

(才) 法務省（1件）

法務省では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報（2－⑫）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

(カ) 公安調査庁（12件）

公安調査庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報（2－⑤）を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2－⑯）を5件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（3－⑥）を1件、④特定有害活動の防止に関し外国政府から提供を受けた情報（3－⑦）を2件、⑤人的情報収集に関する情報（3－⑨）を1件、⑥テロリズムの防止に関し外国政府から提供を受けた情報（4－⑥）を2件、特定秘密として指定しており、総件数は12件であった。

(キ) 外務省（38件）

外務省では、対象期間末時点において、①拉致問題に関する情報（2－①）を1件、②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（2－①）を1件、③周辺有事に関する外国政府との協議内容に関する情報（2－①）を1件、④日韓E E Z交渉の方針及び結果に関する情報（2－②）を1件、⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（2－②）を1件、⑥竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2－②）を1件、⑦北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2－②）を1件、⑧東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2－③）を1件、⑨内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2－⑤）を4件、⑩大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（2－⑤）を1件、⑪北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（2－⑬）を1件、⑫外国の政府等から国際情報統括官組織等に対し提供のあった情報（2－⑭）を3件、⑬内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2－⑭）を4件、⑭日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（2－⑭）を1件、⑮内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2－⑯）を11件、⑯国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（2－⑯）を1件、⑰公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報（2－⑰）

を4件、特定秘密として指定しており、総件数は38件であった。

(カ) 経済産業省（4件）

経済産業省では、対象期間末時点において、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を4件、特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

(ケ) 海上保安庁（16件）

海上保安庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を2件、②外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）を2件、③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を1件、④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を11件、特定秘密として指定しており、総件数は16件であった。

(コ) 防衛省（270件）

防衛省では、対象期間末時点において、①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（1-③）を1件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報を1件（1-⑤）、③電波情報等の情報（1-⑤）を10件、④外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1-⑥）を3件、⑤電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（1-⑦）を1件、⑥電波情報、画像情報等の収集整理又はその能力に関する情報（1-⑧）を1件、⑦防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1-⑨）を4件、⑧防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（1-⑩）を1件、⑨防衛の用に供する暗号に関する情報（1-⑪）を2件、計24件を特定秘密として指定している。

また、旧防衛秘密から（注釈18参照）、⑩自衛隊の運用計画等に関する情報を55件、⑪電波情報、画像情報等に関する情報を33件、⑫防衛力の整備計画等に関する情報を15件、⑬防衛の用に供する通信網の構成に関する情報を1件、⑭防衛の用に供する暗号に関する情報を85件、⑮武器等の仕様、性能等に関する情報を57件、計246件が特定秘密として指定されたものとみなされた。

その結果、対象期間末時点において、総件数は270件であった。

(サ) 防衛装備庁（16件）

防衛装備庁では、平成26年中に指定した特定秘密がないことから、対象期間末時点において指定している特定秘密の総件数は、対象期間中に指定した特定秘密の件数と等しく、16件であった。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した^{*24}。対象期間末時点で、政府全体の保有件数は272,020件であり、平成26年末時点と比べ、82,827件増加した。行政機関別の内訳は、表8のとおりである。

1,000件以上の文書を保有する行政機関は7機関あり、多い順に外務省（76,816件）、内閣官房（76,254件）、防衛省（72,325件）、警察庁（21,836件）^{*25}、公安調査庁（11,426件）、海上保安庁（11,108件）、国土交通省（1,679件）であった。

前年と比して行政文書の件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

*24 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた各行政機関ごとの文書件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。その件数も、取りまとめた文書件数に含まれる。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させることがある。したがって、特定秘密を指定した行政機関が、その特定秘密が記録された行政文書を保有しないことがある（国家安全保障会議が情報を指定し、内閣官房に置かれる国家安全保障局が文書を保有する場合）。

*25 都道府県警察が保有する分も含む。

表8 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成27年12月31日時点）

行政機関名	平成26年末時点	平成27年末時点
国家安全保障会議	0	0
内閣官房	55,829	76,254
内閣法制局	3	3
内閣府	0	1
国家公安委員会	0	0
警察庁	17,874	21,836
警察庁のみ保有	17,782	21,747
都道府県警察のみ保有	26	53
重複して保有	66	36
金融庁	0	0
総務省	25	38
消防庁	98	5
法務省	3	3
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	9,297	11,426
外務省	35,783	76,816
財務省	3	4
厚生労働省	0	0
経済産業省	102	118
資源エネルギー庁	0	2
国土交通省	829	1,679
海上保安庁	9,174	11,108
原子力規制委員会	0	0
防衛省	60,173	72,325
防衛装備庁	-	402
合計	189,193	272,020

注 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部等資料3で下線を付した機関は、内閣官房の内数とした（なお、これらの機関の保有する特定秘密が記録された行政文書の件数は、いずれも0件である。）。

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（同法第11条）。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）は全体で96,200名であり、その内訳は、行政機関の職員等が93,968名、適合事業者が2,232名である。行政機関別の内訳は、表9のとおりである。

表9 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（平成27年12月31日時点）

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	663	704	1,367
内閣法制局	3	0	3
内閣府	43	0	43
宮内庁	1	0	1
警察庁	2,494	0	2,494
警察庁	534	0	534
都道府県警察	1,960	0	1,960
金融庁	5	0	5
総務省	15	0	15
法務省	25	0	25
公安審査委員会	2	0	2
公安調査庁	123	0	123
外務省	1,162	41	1,203
財務省	82	0	82
文部科学省	19	0	19
経済産業省	36	0	36
資源エネルギー庁	13	0	13
国土交通省	52	0	52
海上保安庁	289	0	289
防衛省	88,363	576	88,939
防衛装備庁	578	911	1,489
合計	93,968	2,232	96,200

6 各行政機関が行った指定書等の修正

(1) 内閣府独立公文書管理監からの指摘への対応

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準ⅠからⅢまでに従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長による特定秘密の指定等が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定等を行った行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めることができる

ものとされている（運用基準V 3(1)ア及びウ）。

対象期間中において、各行政機関の長が平成26年中に指定した特定秘密が、独立公文書管理監により、その指定の適否について検証・監察されたところ、全ての指定が適正に行われていると認められ、是正を求められなかった。他方、外務省の特定秘密2件及び海上保安庁の特定秘密1件については、指定書において対象情報の記述と該当する事項の細目との記載に不整合が見られることから、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点で当該指定書の記載を修正することが望ましいとの指摘がなされた。

上記の指摘を受け、外務省においては、当該特定秘密の該当する事項の細目の一部を削除した^{*26}。また、海上保安庁においては、当該特定秘密の該当する事項の細目を一つ追加した。

(2) 情報監視審査会における指摘への対応

国会法（昭和22年法律第79号）では、各議院の情報監視審査会^{*27}は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査した結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（同法第102条の16）。

対象期間中において、行政機関の長が平成26年中に指定した特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われたところ、同法第102条の16第1項の規定に基づく勧告はなされなかつたが、参議院情報監視審査会において、外務省に対しては、正確性の観点から、指定書における特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載及び特定秘密1件^{*28}の指定書における対象情報の記述と事項の細目との記載の不整合について、防衛省に対しては、指定の概要を他と識別する観点から、特定秘密指定管理簿における指定に係る特定秘密10件の概要の記載について指摘がなされた^{*29}。

上記の指摘を踏まえ、外務省及び防衛省は、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書における該当箇所の記載事項を修正した。

*26 事項の細目の一部を削除したことに伴い、1件の特定秘密（大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報）の最も関連性の高い事項の細目が2-①から2-⑤に変更となった。事項の細目については脚注6を参照。

*27 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国会法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている（同法第102条の13）。

*28 東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報

*29 武器等の仕様、性能に関する情報について当該指摘がなされた。

(3) その他の修正

法務省、外務省及び防衛省は、組織改編等に伴い、指定書における指定の理由、当該指定に係る情報の記述、特定秘密管理者の官職等の変更を行った。

(4) 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関する改善事例を内閣保全監視委員会に報告するものとされている（運用基準V 5 (1) ア(サ)）。対象期間中、適性評価に関する改善事例の報告はなかった。

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会^{*30}に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができるものとされており（運用基準V 5 (1) ウ）、本年2月22日に、以下の意見が提出された。

平成26年の特定秘密の指定に係る検証・監察を契機に、各行政機関において特定秘密の指定の点検を行ったものと承知しているところ、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」ものとされていることを踏まえ、対象情報の記述、有効期間の設定等について不斷に見直しを図るなど、より一層適正な運用に努められたい。

8 有識者からの意見

第4回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における報告事項を追加したほか^{*31}、第5回情報保全諮問会議に先立ち、同会議構成員から本報告に関し意見を聴取したところ、下記の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 特定秘密の指定の件数の多寡と特定秘密に該当する情報の数は全く別のものであるが、混同して議論されることがあるので、欄外等でその違いについて説明を加えるべきである。
- 表2において、「指定に係る特定秘密管理者の名称」が明らかにされていない行政機

*30 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置するものとされている（運用基準V 1 (2)）。内閣保全監視委員会の構成については、資料6のとおり。

*31 資料7を参照

関がある。特定秘密の指定を行った行政機関に限り、「指定に係る特定秘密管理者の名称」を記載しているのであれば、その説明を加えるべきである。

- 表2について、わかりやすさの観点から、指定に係る特定秘密管理者だけでなく、特定秘密管理者についても名称を記載すべきである。
- 適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた1件については、制度運用が適切になされているかを明らかにする観点から、特定秘密保護法第13条第4項の定める「認められなかつた理由」の通知がなされたかについて記述すべきである。
- 特定秘密の有効期間を3年又は2年に設定した行政機関名及び当該特定秘密の内容を明らかにすべきである。また、指定を解除すべき条件を設定した3件の特定秘密について、行政機関名及びその内容を明らかにすべきである。
- 特定秘密が記録された行政文書の保有件数が平成26年末時点と平成27年末時点を比較して増減が大きい行政機関については、その理由を説明すべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。

- 対象期間中の通報は0件であったが、通報がなかつたことと通報すべき案件がなかつたことは同じではない。通報がなかつたことで良しとするのではなく、引き続き特定秘密保護法が適正かつ円滑に運用されるよう、しっかり取り組んでいただきたい
- 旧防衛秘密から法附則第5条の規定に基づき移行した特定秘密は、長い年月にわたつて秘密指定されているものもある。このような特定秘密については、これまで何年間、秘密指定されているのか説明することを検討すべきである。
- 対象期間中の行政文書ファイル等の移管及び廃棄の件数は0件であったが、公文書管理法に基づき、保存期間が満了した際、国立公文書館等への移管又は廃棄のいずれの措置をとるのか保存期間の満了前のできる限り早い時期に定めておくべきである。
- 適性評価が恣意的ではないことを明らかにする観点から、適性評価を実施した結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた理由を個人のプライバシーにも配慮しつつ、可能な限り明らかにするよう努めるべきである。
- 5年の有効期間は標準的な期間として定められているものではないと認識しており、期間の設定の仕方の適否について、今後各行政機関においてより厳密に検討すべきである。
- 災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点から公表の必要性のある場合には適正な指定を解除すべき条件の設定件数を増やすべきである。

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	26
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）	32
○自衛隊法（昭和29年法律第165号。特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法）（抄）	33
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）	34
○特定秘密の保護に関する法律附則第2条の政令で定める日を定める政令（平成27年政令第363号）	42
○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）	42

(資料)

1 情報保全諮問会議の開催について（平成26年1月14日内閣総理大臣決裁）	43
2 情報保全諮問会議構成員（平成28年1月17日現在）	44
3 特定秘密保護法上の行政機関（平成27年12月31日現在）	45
4 平成27年中の「事項の細目」別の指定の状況（平成27年12月31日時点）	46
5 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳	52
6 内閣保全監視委員会の構成等について（平成26年12月8日内閣官房長官決定）	53
7 前回の国会報告（平成27年6月）における有識者からの意見	54

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間

は、通じて60年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5・6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含

む。) 又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

- ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの
- 二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合
- 三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
- 四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2・3 (略)

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれ

を漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)

- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になつてない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
- 二 犯罪及び懲戒の経験に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがで

きる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会

計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(経過措置)

第2条 この法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第5条第1項及び第5項(第8条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第5条第1項中「第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第5項中「第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第11条の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定した情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

別表(第3条、第5条—第9条関係)

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に関する事項

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）ための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）ための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

（法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第2条第1号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第2条第1号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 前条各号に掲げる者

（指定に関する記録の作成）

第4条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録

することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第12条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二～九 (略)
- 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- 十一・十二 (略)
- 2・3 (略)

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第13条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第20条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 1・2 (略)
- (その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)
- 第18条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。
- 一～十 (略)

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

※特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法

(防衛秘密)

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

別表第4（第96条の2関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 自衛隊の訓練又は演習
 - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）
 - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
 - b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当

該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針

b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ト 防衛の用に供する暗号

我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（b に掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（b に掲げるものを除く。）

- b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- メ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）
 - 防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 国民の生命及び身体の保護
 - (b) 領域の保全
 - (c) 海洋、上空等における権益の確保
 - (d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
 - a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
 - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
 - (c) 資産の移転の禁止又は制限
 - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
 - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
 - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
 - b 領域の保全のために我が国が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が

講じられるものに限る。)

c a 又は b を分析して得られた情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）

(a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止

(b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(c) 重要施設、要人等に対する警戒警備

(d) サイバー攻撃の防止

b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (c) サイバー攻撃の防止
 - b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号
- 我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- (2)～(4) (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものと所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるよう記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。
- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「（〇〇を含む。）」、「（〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の特定秘密の概要是、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5)・(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、
- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
 - ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
 - ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国指導者の任期（4年等）
- と定められることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

- (2) (略)

IV 適性評価の実施

4 適性評価の実施についての告知と同意

- (1)～(3) (略)
- (4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価

実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3)・(4) (略)

2 (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

- (1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準IからIIIまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

イ (略)

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

- (2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

- (1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2)・(3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（II 1(1)に規定する事項の細目ごと。（イ）及び（ウ）において同じ。）

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。（ケ）及び（コ）において同じ。）

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(モ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ (略)

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聽かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

○特定秘密の保護に関する法律附則第2条の政令で定める日を定める政令（平成27年政令第363号）

特定秘密の保護に関する法律附則第2条の政令で定める日は、平成27年12月1日とする。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2～4 （略）

(資料1)

情報保全諮問会議の開催について

平成26年1月14日
内閣総理大臣決裁

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用のため、情報保全諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見。
 - イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。
- (2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。
- (4) 座長は、会議の事務を掌理する。
- (5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

塩入みほも 駒澤大学法学部准教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田裕子 弁護士

(主査) 永野秀雄 法政大学人間環境学部教授

南場智子 株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長

(座長) 渡辺恒雄 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

※ 平成28年1月17日現在

(資料3) 特定秘密保護法上の行政機関（平成27年12月31日現在）

No.	行政機関名	No.	行政機関名
1	中心市街地活性化本部	34	消費者庁
2	地球温暖化対策推進本部	35	総務省
3	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	36	公害等調整委員会
4	都市再生本部	37	消防庁
5	知的財産戦略本部	38	法務省
6	構造改革特別区域推進本部	39	公安審査委員会
7	地域再生本部	40	公安調査庁
8	郵政民営化推進本部	41	検察庁
9	道州制特別区域推進本部	42	外務省
10	総合海洋政策本部	43	財務省
11	宇宙開発戦略本部	44	国税庁
12	総合特別区域推進本部	45	文部科学省
13	国家安全保障会議	46	スポーツ庁
14	国土強靭化推進本部	47	文化庁
15	社会保障制度改革推進本部	48	厚生労働省
16	社会保障制度改革推進会議	49	中央労働委員会
17	水循環政策本部	50	農林水産省
18	健康・医療戦略推進本部	51	林野庁
19	まち・ひと・しごと創生本部	52	水産庁
20	サイバーセキュリティ戦略本部	53	経済産業省
21	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部	54	資源エネルギー庁
22	内閣官房	55	特許庁
23	内閣法制局	56	中小企業庁
24	原子力防災会議	57	国土交通省
25	人事院	58	運輸安全委員会
26	復興庁	59	観光庁
27	内閣府	60	気象庁
28	宮内庁	61	海上保安庁
29	公正取引委員会	62	環境省
30	国家公安委員会	63	原子力規制委員会
31	警察庁	64	防衛省
32	特定個人情報保護委員会(注)	65	防衛装備庁
33	金融庁	66	会計検査院

注：平成28年1月1日に個人情報保護委員会に改組された。

(資料4) 平成27年末時点における「事項の細目」別の指定の状況

別表	事項の細目		番号
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】	1-①
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)】	1-②
		(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-③
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国との軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-④
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】	1-⑤
	口【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-⑥
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1-⑦
		ハ【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)】	1-⑧
		a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	1-⑨
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	1-⑩
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	1-⑪
第1号 【防衛に関する事項】	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】		1-⑫
		ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-⑬
		ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】	1-⑭
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。】		1-⑮
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-⑯
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。】	1-⑰
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-⑱
		ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	1-⑲

※（ ）内の数値は、平成27年中に指定した特定秘密の件数で、内数

番号	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
1-①										1		1
1-②										7		7
1-③										26(1)		26(1)
1-④										22		22
1-⑤										27(10)		27(10)
1-⑥										14(3)	1(1)	15(4)
1-⑦										2(1)		2(1)
1-⑧										6(1)		6(1)
1-⑨										7(4)	1(1)	8(5)
1-⑩										11(1)		11(1)
1-⑪										2		2
1-⑫												0
1-⑬										1		1
1-⑭										87(2)		87(2)
1-⑮										54	12(12)	66(12)
1-⑯										3	2(2)	5(2)
1-⑰												0
1-⑱												0
1-⑲												0

別表	事項の細目		番号	
第2号 【外交に 関する事 項】	イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	(a)【国民の生命及び身体の保護】 2-①	
			(b)【領域の保全】 2-②	
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】 2-③	
			(d)【国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。)】 2-④	
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	2-⑤	
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)】	a【我が国が実施する以下の措置の方針(bに掲げるものを除く。)】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】 2-⑥	
			(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】 2-⑦	
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】 2-⑧	
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】 2-⑨	
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】 2-⑩	
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。)】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。)】 2-⑪	
			b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】 2-⑫	
			c【a又はbを分析して得られた情報】 2-⑬	
	ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力:ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		2-⑭	
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号:我が国が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】		2-⑮	

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
2-①	2(1)						3					5(1)
2-②		1					4					5
2-③							1					1
2-④		2(2)										2(2)
2-⑤		2(1)		3(1)			1	5		2		13(2)
2-⑥												0
2-⑦												0
2-⑧												0
2-⑨												0
2-⑩												0
2-⑪												0
2-⑫		2			1							3
2-⑬								1				1
2-⑭		2(1)					8(2)		3(1)			13(4)
2-⑮												0
2-⑯		25(4)				5	12(1)	4	11			57(5)
2-⑰		23					4					27

別表	事項の細目			番号
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①
			(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-②
			(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-③
			(d)【サイバー攻撃の防止】	3-④
		b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】		3-⑤
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】		3-⑥
		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		3-⑦
		c【a又はbを分析して得られた情報】		3-⑧
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			3-⑨
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】			3-⑩
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①
			(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-②
			(c)【サイバー攻撃の防止】	4-③
		b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】		4-④
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】		4-⑤
		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		4-⑥
		c【a又はbを分析して得られた情報】		4-⑦
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			4-⑧
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】			4-⑨

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
3-①												0
3-②												0
3-③												0
3-④												0
3-⑤												0
3-⑥			2(1)			1						3(1)
3-⑦			2(1)			2(1)						4(2)
3-⑧												0
3-⑨			13(1)			1						14(1)
3-⑩			1									1
4-①			2(1)									2(1)
4-②												0
4-③												0
4-④												0
4-⑤			4(2)									4(2)
4-⑥						2(1)						2(1)
4-⑦												0
4-⑧												0
4-⑨												0
計		2(1)	57(8)	24(6)	3(1)	1	12(2)	38(3)	4	16(1)	270(23)	16(16) 443(61)

(資料5) 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳

別表	事項の細目		件数
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】	1
		(a)【自衛隊の訓練又は演習】	
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)】	7
		(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	25
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国との軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	22
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】	16
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	11
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1
		ハ【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力((イ)a(b)に掲げるものを除く。)】	5
		a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	3
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	10
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	2
第1号 【防衛に関する事項】	木【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】		
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		1
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】		85
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。】		54
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		3
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。】	
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		

(注) 第2号から第4号については、該当がなかった。

246

(資料6)

内閣保全監視委員会の構成等について

[平成 26 年 12 月 8 日]
[内閣官房長官決定]

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）V 1 (2) の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長 内閣官房長官
副委員長 内閣官房副長官（政務）
内閣官房副長官（事務）
国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員 国家安全保障局長
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官

- 2 1にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣が置かれたときは、委員長は当該国務大臣とする。

- 3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

(資料7) 前回の国会報告（平成27年6月）における有識者からの意見

※括弧内は、本報告で反映箇所を意味する。

7 有識者からの意見

平成27年5月18日に開催した情報保全諮問会議において、同会議構成員に対し上記1から6までを報告した結果、以下の意見が提示された。

- 次回報告については、今回の報告内容からの経年変化を分かりやすく示すために、グラフ等を付して説明を加えることを検討すべきである。
- 次回報告については、特定秘密保護法の運用状況について、より具体的に示し、可能な限り国民に分かりやすい形で報告・公表していくため、少なくとも以下の項目を報告事項に加えるべきである。
 - ・ 各行政機関における特定秘密の保護に関する業務を管理する者（特定秘密管理者）の数（→3(2)）
 - ・ 各行政機関において特定秘密の取扱いの業務を行う部署名（指定に係る特定秘密管理者名）（→3(2)）
 - ・ 有効期間別の指定の状況（→5(1)エ）
 - ・ 運用基準II 3(4)に規定する指定を解除すべき条件の設定状況（→5(1)オ）
 - ・ 特定秘密保護法の経過措置終了後、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる各行政機関の職員の数及び適合事業者の従業者の数（→5(3)）
- 次回報告については、各行政機関の指定の状況に係る記述を一層具体化することに努めるべきである。（→4(1)ウ及び5(1)カ）
- 次回報告については、2(4)記載の各行政機関が指定をしたそれぞれの特定秘密について、資料5の番号を併記するなどして、該当する「事項の細目」を明示すべきである。（→4(1)ウ及び5(1)カ）
- 次回報告については、警察庁と都道府県警察が保有する特定秘密が記録された行政文書の件数を区分して記載すべきである。（→5(2)）
- 次回報告については、内閣府独立公文書管理監が総理に報告し、公表する活動状況に係る報告を添付すべきである。